

介護保険における

# 県北医療圏 退院調整ルール

平成28年12月から運用開始します。



## 退院調整ルールとは、

入院患者さんが退院する際に、必要な介護保険サービスをスムーズに受けられるようにするために連携のしくみです。

病院とケアマネジャーが協力して、退院にむけての話し合いや介護サービスの調整を準備します。

### 退院調整のルールの流れ

○○さんが  
入院しました。



病院スタッフ

○○さんが  
そろそろ退院です。



入院の連絡

入院中の様子

退院調整

退院

○○さんの  
自宅での様子を  
お伝えします。



担当ケアマネージャー

自宅での生活のための  
サービスの調整を  
始めますね。



# ～ 皆さまにお願いしたいこと～

## ○ 入院したらケアマネジャーへ連絡しましょう!!

ご本人やご家族は、なるべく早く担当ケアマネジャーに連絡してください。



## ○ 「入院時セット」として以下のものをまとめておきましょう。

医療保険証・介護保険証  
お薬手帳・かかりつけ医の診察券  
担当ケアマネジャーの名刺



介護保険認定を受けていない方もご安心ください。

状態により介護保険サービスの利用手続きなど、病院とケアマネジャー、市町村が連携して支援します。



県北医療圏退院調整ルールに関する問い合わせ先

県北保健福祉事務所 保健福祉課 高齢者支援チーム Tel024-534-4156

市町村の窓口 問い合わせ先

国見町 保健福祉課 長寿介護係 Tel024-585-2125

\* 詳細は、県北保健福祉事務所と県北の各市町村のホームページに掲載しております。